

甲州市景観計画区域内行為届出マニュアル

甲州市建設課

平成 25 年 3 月

平成 27 年 3 月変更

平成 28 年 6 月変更

令和 2 年 10 月変更

= 目 次 =

1. 景観計画の策定	1
(1) 景観計画策定の背景	
(2) 景観計画策定の目的	
2. 景観条例の策定	2
(1) 景観条例の概要	
3. 景観計画区域内行為の届出	4
(1) 届出対象行為	
(2) 届出の手順	
(3) 大規模行為に該当する行為	
4. 行為の制限と推奨	8
(1) 推奨行為	
5. 様式及び添付資料	13
(1) 建築物	
(2) 工作物	
(3) 開発行為	
(4) 特定照明	
(5) その他（土地の形質の変更）	
(6) その他（屋外における資材等の堆積）	
(7) その他（木竹の伐採）	
(8) 届出行為の変更	
(9) 届出行為の完了	

＝様式集＝17

- 景観計画区域内行為届出チェックリスト【建築物用】
- 景観計画区域内行為届出チェックリスト【工作物用】
- 景観計画区域内行為届出チェックリスト【開発行為用】
- 景観計画区域内行為届出チェックリスト【特定証明用】
- 景観計画区域内行為届出チェックリスト【その他用】（土地形質の変更）
- 景観計画区域内行為届出チェックリスト【その他用】（資材の堆積）
- 景観計画区域内行為届出チェックリスト【その他用】（木竹の伐採）
- 景観計画区域内行為届出書（様式第8号）
- 景観計画区域内行為変更届出書（様式第9号）
- 建築物の概要（別紙1）
- 工作物の概要（別紙2）
- 土石の採取の概要（別紙3）
- 木竹の伐採の概要（別紙4）
- 物件の堆積の概要（別紙5）
- 開発行為の概要（別紙6）
- 景観形成基準適合通知書（様式第10号）
- 景観計画区域内行為完了届（様式第11号）

1. 景観計画の策定

(1) 景観計画の策定の背景

本市では、「第1次甲州市総合計画」に基づき、都市計画のまちづくり分野において、将来を展望した総合的かつ一体性を有するまちづくり方針として、「甲州市都市計画マスタープラン・甲州市まちづくり基本方針」を策定しました。

その中では、持続可能なまちづくりを支えるため、豊かな自然、果樹園や市民の手により培われた優れた歴史・文化環境や美しい景観を守り、育てて、その魅力を一層高めることの必要性が示されています。

その主要課題の一つとして、景観法の適用を考慮した景観の整備、規制、誘導方針や歴史まちづくりの推進などの施策とその方針づくりとともに、景観形成や歴史文化のまちづくりに関わる市民参加活動の支援策、市民主体の推進体制や手続き、基準や審査などの具体的な施策化が求められています。

このような具体的な施策の一つとして、「景観計画」を挙げ、「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市」の実現に向け、本市らしい良好な景観形成を図り、もって、市民が誇りと愛着を持てるまちづくりを進めるための景観計画を平成24年12月に策定しました。

(2) 景観計画策定の目的

景観計画とは、景観行政団体となった都道府県、及び市区町村が、景観行政を進める基本的な計画で、地域の特色ある良好な景観を形成する必要がある区域等について定めることができるものです。

本計画は、市民生活や産業構造の変化に対する景観的課題の顕在化に対応し、本市の景観政策の充実と向上を図ることにより、本市固有の景観を守り、創り、育て、次世代に継承できる「果樹園と歴史・文化が織りなす魅力あふれる美しいまち」を実現することを目的として策定しました。

良好な景観は、本市の価値を高め、人々が何度も訪れ、その地域に暮らしたいと考えるようになるとともに、子どもたちの「わがまち」への愛着を育てていくことが期待されます。

本計画では、市域全域を景観計画区域とし、広く景観づくりに関心を持ち、地域資源を再度認識し、地域に誇りの持てる魅力ある景観まちづくりを継続的に取り組んでいくことを目的としています。

2. 景観条例の策定

(1) 景観条例の概要

地域の風土の中で培ってきた生業と歴史と伝統が織り成し、豊かな景観は、私たちの日々の生活に潤いや安らぎをもたらし、また、私たちの地域で誇りを築く市民共有の財産である。

これらの恵まれた景観を守り、育て、ときには創造しながら次世代に継承していく重要な責務を負っている。

そこで、市、市民及び事業者がそれぞれその果たすべき役割を認識し、協働による景観づくりを推進するため、景観条例を平成25年12月に制定しました。

この条例により、良好な景観形成に関する基本理念、市、市民、事業者及び観光客等の責務、行為の制限等に関する事項について規定しています。

① 景観条例の基本理念（条例第3条）

良好な景観の形成は、景観が市民の共有財産であることの重要性を認識した上で、果樹園と歴史、文化が織り成す魅力あふれる景観を守り育むことを基本とし、市、市民及び事業者の協働により、次に掲げる事項について積極的に推進するものとする。

- ・市の自然の特徴である盆地地形と果樹園等による景観の保全に努めること。
- ・市の歴史、文化等の資源を活かし、次世代につなげる景観を育むこと。
- ・特徴ある甲州民家を大切に守り伝えること。
- ・水路など特徴的な水環境を大切にすること。
- ・看板や広告を秩序あるものにする事。
- ・公共的な施設や空間の質を高めていくこと。
- ・市民自らの行動につなげ、地域全体の豊かさを共有するための景観を形成すること。

② 景観条例の責務

イ 市の責務（条例第4条）

- ・基本理念にのっとり、良好な景観形成を推進するための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。
- ・良好な景観形成の施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- ・建築物等の建築等又は公共施設の整備等を実施するに当たっては、景観形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- ・市民及び事業者の景観づくりに対する意識の高揚を図るため、知識の普及その他必要な措置を講ずるとともに、市民及び事業者の景観形成に資する活動を支援し、その積極的な参加を推進するものとする。
- ・景観形成の推進に当たっては、市民の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

- ・必要があると認めるときは、国、山梨県その他の地方公共団体等に対し、景観形成について協力を要請しなければならない。

ロ 市民の責務（条例第5条）

- ・基本理念にのっとり、自らが景観形成の主体であることを認識し、景観形成に対する関心と理解を深め、地域の景観形成に関する活動に積極的に参加するよう努めなければならない。
- ・自らが所有、専用、管理又は使用する土地、建築物等が景観を構成する要素であることを認識し、景観への配慮に努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- ・屋外広告物に関する法令及び条例、その他景観形成に寄与する法令及び条例を遵守しなければならない。

ハ 事業者の責務（条例第6条）

- ・基本理念にのっとり、自らが景観形成の主体であることを認識し、景観形成に対する関心と理解を深め、その事業活動が地域の景観形成に貢献できるよう努めなければならない。
- ・事業者のうち建築行為等に係る工事の設計又は施工を業とする者は、自らの業務が景観形成に関わることを認識し、土地、建築物等に関する知識、経験等を活かし、景観形成に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。
- ・市が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- ・屋外広告物に関する法令及び、条例その他景観形成に寄与する法令及び条例を遵守しなければならない。

二 観光客等の責務（条例第7条）

- ・観光客その他の市への来訪者は、自らのマナー向上に努め、市の目指す景観形成に対し、理解し、協力するよう努めなければならない。

3. 景観計画区域内行為の届出

(1) 届出対象行為（条例第19条）

景観計画地区内（市全域）において、以下の行為を行う場合、次の内容を届け出なければならぬものとしします。

- ① 行為の種類
- ② 行為の場所
- ③ 設計又は施工方法
- ④ 着手予定日
- ⑤ その他の事項

建築物

建築物の新築、増築、改築または移転、外観を変更する修繕もしくは模様替え又は、色彩の変更

- ① 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕で、当該行為に係る部分の、**延べ床面積が10㎡**を超えるもの
- ② 外観の変更で、変更に係る部分の**面積が100㎡**を超えるもの
- ③ 都市計画法に規定する用途地域内では、高さが**20m**を超えるもの
- ④ 都市計画法に規定する用途地域以外の地域では、高さが**15m**を超えるもの

工作物

工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更する修繕もしくは模様替え又は、色彩の変更

- ① 煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫像、遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類においては、**高さが15m**を超えるもの
- ② 擁壁、柵、塀等で、**高さが2m**を超えるもの
- ③ 電柱、送電鉄塔、アンテナの類においては、**高さが15m**を超えるもの
- ④ 自立式の太陽光発電設備の設置で、ソーラーパネルの**表面積の合計が10㎡**を超えるもの及びそれに付属するもの

開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（建物の建築又は特定工作物の建設用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）

- ① 都市計画区域内において行われる開発区域の**面積が1,000㎡**（勝沼地域（その名称に勝沼町を冠する大字全ての区域をいう。以下同じ。）にあつては、**500㎡**）を超える開発行為
- ② 都市計画区域外において行われる開発区域の**面積が2,000㎡**を超える開発行為
- ③ 一段の土地の区域において同一の事業者が複数回に分けて開発行為をする場合は、その開発区域全体の**面積が1,000㎡**（勝沼地域にあつては、**500㎡**）を超える開発行為
- ④ 複数の事業者により行われる開発行為が共同事業によるものと認められる場合は、その開発区域全体の**面積が1,000㎡**（勝沼地域にあつては、**500㎡**）を超える開発行為
- ⑤ 複数の事業者が既存の開発区域を利用して開発行為をする場合は、その既存の開発区域を含めた全体の**面積が1,000㎡**（勝沼地域にあつては、**500㎡**）を超える開発行為

特定照明

建築物等のライトアップ等

- ① 届出対象となる規模を持つ建築物及び工作物に対して行われる特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更

その他

土地の形質の変更、屋外における資材等の堆積、木竹の伐採等

- ① 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更で、**面積が1,000㎡**又は変更を生ずる法面もしくは**高低差が3m又は長さ20m**を超えるもの
- ② 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、**高さが2m**又はその用途に供される土地の**面積が1,000㎡**を超えるもので、**期間が90日**を超えるもの
- ③ 道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹の伐採で、伐採される土地の**面積が500㎡**を超えるもの

(2) 届出の手順

① 事前協議

- ・計画段階で協議をしてください。随時受付しますので、まずは協議をしてください。

② 届出受付

- ・行為の30日前までにしてください。

③ 適合審査

イ 大規模行為以外の場合

担当者より審査を行います。不適と判断した場合に助言、指導により改善を求めます。

ロ 大規模行為の場合

庁内委員会により、開発指導要綱と調整しながら協議します。不適合と判断された場合は助言、指導により改善を求めます。

ハ 景観審議会による審査

上記審査により不適合と判断され、助言、指導に従わない場合に再審査および、対応について協議します。

④ 適合確認通知

- ・審査の結果を適合確認通知書（様式第10号）により通知します。
（適合確認通知を建築確認申請の際に添付してください。）

⑤ 行為完了届

- ・届出対象行為完了後速やかに、景観計画区域内行為完了届（様式第11号）を提出してください。

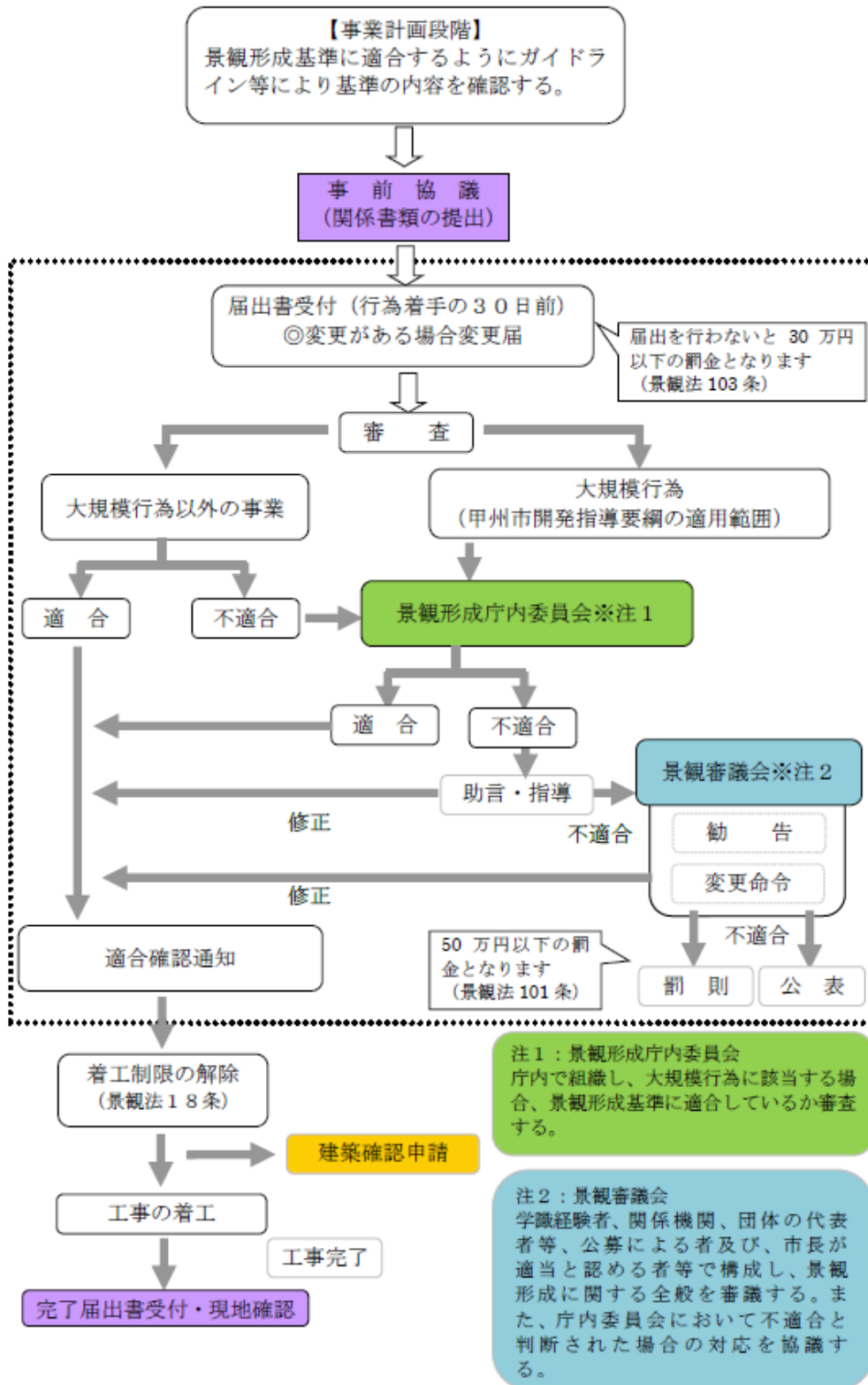
⑥ 現地確認

- ・行為完了届を受けて現地確認を行います。現地確認の上、届出内容と相違があった場合には、変更の指示を行います。（特に指示がなければ立会いは不要です。）

⑦ その他

- ・届出後行為に変更があった場合は直ちに変更届（様式第9号）を提出のうえ、上記②から再度、手続を行ってください。

■ 手続の流れ



(3) 大規模行為に該当する行為

建築物の届出対象行為のうち次に該当するもの。

- ・ 都市計画法に規定する用途地域内では、高さが**20m**を超えるもの
- ・ 都市計画法に規定する用途地域以外の地域では、高さが**15m**を超えるもの
- ・ 都市計画区域内で建築計画戸数が5戸（勝沼地域にあつては3戸）を超えるもの及び共同住宅で住居規模が10戸（勝沼地域にあつては3戸）を超えるもの
- ・ 都市計画区域外で、建築計画戸数が8戸を超えるもの及び共同住宅で住居規模が10戸を超えるもの
- ・ 建築面積**500㎡**を超える建築物

工作物の届出対象行為のうち次に該当するもの。

- ・ 煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫像、遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類においては、高さが**15m**を超えるもの
- ・ 垣、さく、塀の類においては、高さが**3m**を超えるもの。
- ・ 電柱、送電鉄塔、アンテナの類においては、高さが**20m**を超えるもの。
- ・ 自立式の太陽光発電設備の設置で、ソーラーパネルの表面積の合計が**1,000㎡**を超えるもの

開発行為の届出対象行為のうち次に該当するもの。

- ・ 都市計画区域内において行われる開発区域の面積が**1,000㎡**（勝沼地域（その名称に勝沼町を冠する大字全ての区域をいう。以下同じ。）にあつては、**500㎡**）を超える開発行為
- ・ 都市計画区域外において行われる開発区域の面積が**2,000㎡**を超える開発行為
- ・ 一段の土地の区域において同一の事業者が複数回に分けて開発行為をする場合は、その開発区域全体の面積が**1,000㎡**（勝沼地域にあつては、**500㎡**）を超える開発行為
- ・ 複数の事業者により行われる開発行為が共同事業によるものと認められる場合は、その開発区域全体の面積が**1,000㎡**（勝沼地域にあつては、**500㎡**）を超える開発行為
- ・ 複数の事業者が既存の開発区域を利用して開発行為をする場合は、その既存の開発区域を含めた全体の面積が**1,000㎡**（勝沼地域にあつては、**500㎡**）を超える開発行為

その他の届出対象行為のうち次に該当するもの。

- ・ 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更で、面積が**1,000㎡**又は変更を生ずる高低差が**3m**又は長さ**20m**を超えるもの
- ・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、高さが**2m**又はその用途に供される土地の面積が**1,000㎡**を超えるもの
- ・ 道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹の伐採で、伐採される土地の面積が**500㎡**を超えるもの

4. 行為の制限と推奨

(1) 推奨行為

●建築物

外 観（全体）

- ・ 主要な眺望場所から盆地を見下ろしたときに果樹園の景観になじむ外観とする。
- ・ 主要な場所から南アルプス、富士山、大菩薩連嶺などの山岳への眺望景観を阻害しない外観とする。
- ・ 特に山裾の果樹地帯に立地する場合は目立たない外観となるようにする。
- ・ 一つの大きな建築物にすることを避けて、できるだけ分棟化する。
- ・ 周囲から突出しないようにする。
- ・ 突出する場合は、事前に予測画像などを公表し市民の意見を広く聞くなどして、市民に受け入れられる美しい建築物となるようにする。
- ・ 伝統的な甲州民家で用いられているような自然素材（木材、土壁、しっくい、銀瓦、茅葺きなど）の色彩をできるだけ使うよう努める。

屋根・頂部形状

- ・ この地域の伝統的な特徴であった切妻屋根を原則として、他の屋根形式を採用する場合は周囲との調和に配慮する。
- ・ 屋上設備は屋根や塔屋等と一体化して露出しないようにする。
- ・ 光を反射しやすい素材は避けるようにする。

壁面形状

- ・ 大きな壁面が出ないようにする（凸凹、雁行、柱、目地などで分節化する）。
- ・ 低層の区画に高層建築が混じる場合は、高層建築の低層部のデザインを周囲になじませる。

外構・植栽

- ・ 敷地内をできるだけ緑化する
- ・ できるだけ庭が外から見えるようにする
- ・ 敷地と道路の境界を樹木や草花などでできるだけ修景する
- ・ 大規模な駐車場はできるだけ緑化する

● 工作物

煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫像、

遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類

- ・ 明度、彩度を落として目立たないようにする。
- ・ 金属製のものは鏡のように反射しないようにする。

柵・塀

- ・ 周辺環境との調和を図る。
- ・ できるだけ生け垣や板塀など自然素材を用いた柵・塀とする。
- ・ コンクリートを使う場合は、できるだけ明度、彩度を落として目立たないようにしたり、植栽で隠したりする。

擁壁・土留めなど

- ・ できるだけ石材等自然材料を使う。
- ・ 既製品のブロックなどを使う場合は、表面に凹凸など変化のある素材を選ぶ。
- ・ コンクリートを使う場合は、できるだけ明度、彩度を落として目立たないようにしたり、植栽で隠したりする。

電柱・送電鉄塔・アンテナの類

- ・ 明度、彩度を落として目立たないようにする。
- ・ 金属製のものは鏡のように反射しないようにする。

太陽光発電設備等

- ・ 太陽光発電設備の高さは、出来る限り低くして周辺景観に馴染むようにする。
- ・ 歩行者及び周囲の景観に影響のあるものは、敷地境界から出来るだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を施すようにする。
- ・ 道路等から見た場合に、景観を阻害しないよう、配置の工夫、分割の工夫、植栽による遮蔽、等により修景を施すようにする。
- ・ 重要な視点場から視対象方向の視野内に望見できないようにする。
- ・ 歴史的、文化的に価値の高い施設や区域及びその周辺から望見できないようにし、その施設を見た場合に阻害しないようにする。
- ・ 木竹の伐採を伴う場合は、伐採面積を必要最小限にする。
- ・ ソーラーパネルの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。
- ・ ソーラーパネルの発電面は、低反射で、模様が目立たないものを使用する。また文字等の表記はしない。
- ・ ソーラーパネルのフレームの色彩は、基本的にはパネル部分と同色とし、素材は低反射のものとする。
- ・ パワーコンディショナーや分電盤及びフェンス等の付属設備の色彩も、基本的にはソーラーパネル等と同色とする。

●開発行為

- ・ 周辺の自然景観を出来るだけ残すようにする。
- ・ 開発区域内に緑地帯を最大限確保するように努める。
- ・ 敷地境界等は植栽を用いる等景観に配慮した素材の利用に努める。

●特定照明

- ・ 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと
- ・ ネオンや点滅式の照明は極力使用しない

●その他制限の対象となる行為

土地の形質の変更

- ・ 擁壁や法面を設ける場合は必要最小限とする。
- ・ 落差の処理はできるだけ擁壁ではなく、法面で行なう。
- ・ 擁壁が必要な場合は、できるだけ石材等の自然素材を使用する。自然素材を用いない場合は、色彩や素材あるいは擁壁の緑化に配慮する。
- ・ 大きな擁壁で落差を処理するのではなく、複数の小さな擁壁に分ける。
- ・ 土石や鉱物の採取にあたっては、できるだけ採取の位置や方法に工夫を行い、主要な展望場所や周囲の道路等から見えにくくなるように配慮する。

屋外における資材等の堆積

- ・ 高さをできるだけ低くするとともに、整然と威圧感のないように積み上げる。
- ・ 道路やその他の公共の場から、できるだけ容易に望見できない位置に集積又は貯蔵する。
- ・ 敷地外周部にできるだけ植栽や囲い等で修景して、周囲との調和を図る。

木竹の伐採

- ・ 道路等に面する部分や背景として景観の重要な要素となっている山林の伐採をできるだけ避ける。
- ・ やむを得ず伐採した場合は代替植栽につとめる。
- ・ 重要眺望地点近傍の樹林を、眺望確保のため、適切に伐採する。

●色彩

- ・ 外壁の基調色（外壁各面の 4/5 以上使用）は果樹地帯の景観（ぶどう畑、もも畑、寺社建築、自然の色など）になじむ、外壁基調色の色彩基準の範囲から選択する。
- ・ 平地農地・集落ゾーン、里山農地・集落ゾーン及び、里山森林ゾーンでは、より周辺景観になじむ様、色彩誘導基準Aの範囲から出来る限り選択する。
- ・ 特に周辺景観に影響が大きい商業施設や大規模建築物等は、色彩誘導基準Bの範囲から出来る限り選択する。
- ・ 屋根の色彩は、屋根色の色彩基準の範囲から選択する。

適用除外

- ・ 自然石や煉瓦等、着色したものでない自然素材等は、色彩基準の提要除外とする。また色彩基準の範囲を超えるものであっても、以下に示すように一定の条件満たす場合は、協議の上適用除外となる場合がある。

- ①自然素材色を基調とした建築物等
- ②地域に長く親しまれ、景観資源となっている建築物等
- ③独自に色彩基準を定めている地域に立地する建築物等
- ④法令等で色彩が定められているもの
- ⑤その他、シンボル性の高いものや、設計、デザインコンペディション等で選出されたもの等

色彩基準

部 位		色 相	明 度	彩 度
基調色	各立面の 4/5以上	0R~4.9YR	3.0以上8.0未満	4.0以下
			8.0以上	1.0以下
		5.0YR~5.0Y	3.0以上8.0未満	6.0以下
			8.0以上	4.0以下
		その他	3.0以上8.0未満	2.0以下
			8.0以上	1.0以下
屋根色	屋根	0R~5.0Y	6.0以下	6.0以下
		その他	6.0以下	3.0以下

色彩誘導基準A

（平地農地・集落ゾーン、里山農地・集落ゾーン、里山森林ゾーン）

部 位		色 相	明 度	彩 度
基調色	各立面の 4/5以上	5.0YR~5.0Y	3.0以上8.0未満	4.0以下
			8.0以上8.5以下	1.0以下
屋根色	屋根	0R~5.0Y	6.0以下	6.0以下
		その他	6.0以下	3.0以下

色彩誘導基準B
 (商業施設、大規模建築物等)

部 位		色 相	明 度	彩 度
基調色	各立面の 4/5以上	0R~4.9YR	3.0以上8.0未満	2.0以下
			8.0以上9.0以下	1.0以下
		5.0YR~5.0Y	3.0以上7.0未満	4.0以下
			7.0以上	1.5以下
		その他	3.0以上8.0未満	1.5以下
			8.0以上9.0以下	1.0以下
屋根色	屋根	0R~5.0Y	6.0以下	6.0以下
		その他	6.0以下	3.0以下

5. 様式及び添付資料

(1) 建築物

- チェックリスト (建築物)
- 景観計画区域内行為届出書 (様式第 8 号)
- 建物の概要 (別紙 1)
- 添付資料

位置図	位置や周辺の様子状況を示す図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
計画平面図	当該区域内の建築物や工作物の位置を示す (既存の物を含) 図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
外構図	色彩が施された外構の位置および施行方法がわかる図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
本体立面図	色彩が施された立面図で縮尺 100 分の 1 以上のもの
現況写真	当該地および当該地周辺の状況がわかる写真 (複数方向から撮影したもの数枚)

(2) 工作物

- チェックリスト (工作物)
- 景観計画区域内行為届出書 (様式第 8 号)
- 工作物の概要 (別紙 2)
- 添付資料

位置図	位置や周辺の様子状況を示す図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
計画平面図	当該区域内の建築物や工作物の位置を示す (既存の物を含) 図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
外構図	色彩が施された外構の位置および施行方法がわかる図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
本体立面図	色彩が施された立面図で縮尺 100 分の 1 以上のもの
現況写真	当該地および当該地周辺の状況がわかる写真 (複数方向から撮影したもの数枚)

(3) 開発行為

- チェックリスト (開発行為)
- 景観計画区域内行為届出書 (様式第 8 号)
- 開発行為の概要 (別紙 6)
- 添付資料

位置図	位置や周辺の様子状況を示す図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
計画平面図	当該区域内の建築物や工作物の位置を示す (既存の物を含) 図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
外構図	色彩が施された外構の位置および施行方法がわかる図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
建築物・工作物 立面図	色彩が施された立面図で縮尺 100 分の 1 以上のもの
土地利用計画図	開発等協議等協議書に添付するもの写し
造成計画平面図	開発等協議等協議書に添付するもの写し
造成計画断面図 及び 擁壁の断面図	開発等協議等協議書に添付するもの写し
現況写真	当該地および当該地周辺の状況がわかる写真および、当該行為完了後を予想した写真又は、図面

※ 建築物及び工作物の建築等を伴う開発行為の場合で、同時期に着工されない場合については、土地造成等と建築物・工作物と別々に届けを行ってください。

(4) 特定照明

- チェックリスト (特定照明)
- 景観計画区域内行為届出書 (様式第8号)
- 添付資料

位置図	位置や周辺の様子状況を示す図面で縮尺2, 500分の1以上のもの
計画平面図	照明機材の設置場所を示す図面で縮尺100分の1以上のもの
現況写真	当該地および当該地周辺の状況がわかる写真 (複数方向から撮影したもの数枚)

(5) その他 (土地の形質の変更等)

- チェックリスト (その他 (土地の形質の変更等))
- 景観計画区域内行為届出書 (様式第8号)
- 土石の採取の概要 (別紙3)
- 添付資料

位置図	位置や周辺の様子状況を示す図面で縮尺2, 500分の1以上のもの
計画平面図	当該区域内の建築物や工作物の位置を示す図面で縮尺100分の1以上のもの
計画断面図	行為前、完了後の状況を示す断面図で縮尺100分の1以上のもの
現況写真	当該地および当該地周辺の状況がわかる写真 (複数方向から撮影したもの数枚)

(6) その他（屋外における資材等の堆積）

- チェックリスト（その他（屋外における資材等の堆積））
- 景観計画区域内行為届出書（様式第8号）
- 物件の堆積の概要（別紙5）
- 添付資料

位置図	位置や周辺の様子状況を示す図面で縮尺2, 500分の1以上のもの
計画平面図	当該区域内の建築物や工作物の位置を示す図面で縮尺100分の1以上のもの
計画断面図	行為前、完了後の状況を示す断面図で縮尺100分の1以上のもの
現況写真	当該地および当該地周辺の状況がわかる写真 (複数方向から撮影したもの数枚)

(7) その他（木竹の伐採）

- チェックリスト（その他（木竹の伐採））
- 景観計画区域内行為届出書（様式第8号）
- 木竹の伐採の概要（別紙4）
- 添付資料

位置図	位置や周辺の様子状況を示す図面で縮尺2, 500分の1以上のもの
計画平面図	当該区域内の建築物や工作物の位置を示す図面で縮尺100分の1以上のもの
計画断面図	行為前、完了後の状況を示す断面図で縮尺100分の1以上のもの
現況写真	当該地および当該地周辺の状況がわかる写真 (複数方向から撮影したもの数枚)

(8) 届出行為の変更

- 景観計画区域内行為変更届出書（様式第9号）
- 添付資料
※当該行為の届出時と同様の資料に変更箇所を明確に示し、添付してください。

(9) 届出行為の完了

- 景観計画区域内行為完了届（様式第11号）
- 添付資料
※現地の状況がはっきりわかる写真を添付してください。

【様式集】

- 景観計画区域内行為届出チェックリスト【建築物用】
- 景観計画区域内行為届出チェックリスト【工作物用】
- 景観計画区域内行為届出チェックリスト【開発行為用】
- 景観計画区域内行為届出チェックリスト【特定証明用】
- 景観計画区域内行為届出チェックリスト【その他用】(土地形質の変更)
- 景観計画区域内行為届出チェックリスト【その他用】(資材の堆積)
- 景観計画区域内行為届出チェックリスト【その他用】(木竹の伐採)
- 景観計画区域内行為届出書(様式第8号)
- 景観計画区域内行為変更届出書(様式第9号)
- 建築物の概要(別紙1)
- 工作物の概要(別紙2)
- 土石の採取の概要(別紙3)
- 木竹の伐採の概要(別紙4)
- 物件の堆積の概要(別紙5)
- 開発行為の概要(別紙6)
- 景観形成基準適合通知書(様式第10号)
- 景観計画区域内行為完了届(様式第11号)

景観計画区域内行為届出チェックリスト

【建築物用】

■届出書類一覧

No.	書類名	チェック欄	備考
1	チェックリスト（建築物用）		
2	景観計画区域内行為届出書（様式第8号）		
3	建築物の概要（別紙1）		
4	位置図（2500分の1以上）		
5	計画平面図（100分の1以上）		
6	外構図（100分の1以上）		
7	本体立面図（100分の1以上）		
8	現況写真（2方向以上からのもの2～3枚程度）		

■推奨基準への配慮（評価欄：◎十分配慮した ○配慮した ー該当なし）

区分	推奨行為	評価欄	配慮した点
外観 (全体)	盆地を見下ろしたときに果樹園の景観になじむ外観とする。		
	主要な場所からの眺望景観を阻害しない外観とする。		
	特に山裾の果樹地帯に立地する場合は目立たない外観となるようにする。		
	一つの大きな建築物にすることを避けて、できるだけ分棟化する。		
	周囲から突出しないようにする。 ※突出する場合は、事前に予測画像などを公表し市民の意見を広く聞くなどして、市民に受け入れられる美しい建築物となるようにする。		
屋根 ・ 頂部 形状	伝統的様式であった切妻屋根を原則として、他の屋根形式を採用する場合は周囲との調和に配慮する。		
	屋上設備は屋根や塔屋等と一体化して露出しないようにする。		

区分	推奨行為	評価欄	配慮した点
壁面 形状	大きな壁面が出ないようにする。 (凸凹、雁行、柱、目地などで分節化する)		
	低層の区画に高層建築が混じる場合は、 高層建築の低層部のデザインを周囲になじませる。		
色 彩 (屋根 ・ 外壁等)	果樹地帯の景観になじむ色彩とする。 (ぶどう畑、桃畑、寺社建築、自然の色 など)		
	伝統的な甲州民家で用いられているよ うな自然素材の色彩をできるだけ使う よう努める。 (木材、土壁、しっくい、銀瓦、茅葺き など)		
	光を反射しやすい瓦はできるだけ避け る。		
	トタン屋根を塗装する場合は彩度の高 い色彩は避ける。		
	彩度の高い色彩(目立つ色彩)を使う 場合は、使用する面積を抑える。全体の 1割以内を目安にする。		
外構 ・ 植栽	敷地内をできるだけ緑化する。		
	できるだけ庭が外から見えるようにす る。		
	敷地と道路の境界を樹木や草花などで できるだけ修景する。		
	大規模な駐車場はできるだけ緑化する。		

景観計画区域内行為届出チェックリスト

【工作物用】

■届出書類一覧

No.	書類名	チェック欄	備考
1	チェックリスト（工作物用）		
2	景観計画区域内行為届出書（様式第8号）		
3	工作物の概要（別紙2）		
4	位置図（2500分の1以上）		
5	計画平面図（100分の1以上）		
6	外構図（100分の1以上）		
7	立面図（100分の1以上）		
8	現況写真（2方向以上からのものも2～3枚程度）		

■推奨基準への配慮（評価欄：◎十分配慮した ○配慮した ー該当なし）

区分	推奨行為	評価欄	配慮した点
煙突、記念塔、 装飾塔、高架水 槽、その他プラ ント等	明度、彩度を落として目立たないようにする。		
	金属製のものは鏡のように反射しないようにする。		
柵・塀	周辺環境との調和を図る。		
	できるだけ生け垣や板塀など自然素材を用いた柵・塀とする。		
	コンクリートを使う場合 ・できるだけ明度、彩度を落とす。 ・植栽等で目立たなくする。		
擁壁・土留め など	出来るだけ石材等自然材料を使う。		
	既製品のブロックなどを使う場合 ・表面に凹凸など変化のある素材を選ぶ。		
	コンクリートを使う場合 ・できるだけ明度、彩度を落とす。 ・植栽等で目立たなくする。		
電柱・送電鉄 塔・アンテナの 類	・明度、彩度を落として目立たないようにする。		
	・金属製の素材の場合反射しないようにする。		

景観計画区域内行為届出チェックリスト

【開発行為用】

■届出書類一覧

No.	書類名	チェック欄	備考
1	チェックリスト（開発行為用）		
2	景観計画区域内行為届出書（様式第8号）		
3	開発行為の概要（別紙6）		
4	位置図（2500分の1以上）		
5	計画平面図（100分の1以上）		
6	外構図（100分の1以上）		
7	立面図（100分の1以上）		
8	土地利用計画図		
9	造成計画平面図		
10	造成計画断面図および擁壁の断面図		
11	現況写真（2方向以上からのものも2～3枚程度）		

■推奨基準への配慮（評価欄：◎十分配慮した ○配慮した -該当なし）

区分	推奨行為	評価欄	配慮した点
開発行為	周辺の自然景観を出来るだけ残すようにする。		
	開発区域内に緑地帯を最大限確保するように努める。		
	敷地境界等は植栽を用い等景観に配慮した素材の利用に努める。		

景観計画区域内行為届出チェックリスト

【特定照明用】

■届出書類一覧

No.	書類名	チェック欄	備考
1	チェックリスト（特定照明用）		
2	景観計画区域内行為届出書（様式第8号）		
3	位置図（2500分の1以上）		
4	計画平面図（100分の1以上）		
5	現況写真（2方向以上からのもの2～3枚程度）		

■推奨基準への配慮（評価欄：◎十分配慮した ○配慮した ー該当なし）

区分	推奨行為	評価欄	配慮した点
特定照明	地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと		
	ネオンや点滅式の照明は極力使用しない		

景観計画区域内行為届出チェックリスト
【その他用】（土地形質の変更）

■届出書類一覧

No.	書類名	チェック欄	備考
1	チェックリスト（その他）		
2	景観計画区域内行為届出書（様式第8号）		
3	土石の採取の概要（別紙3）		
4	位置図（2500分の1以上）		
5	計画平面図（100分の1以上）		
6	計画断面（行為前及び完了後の断面図）		
7	現況写真（2方向以上からのものも2～3枚程度）		

■推奨基準への配慮（評価欄：◎十分配慮した ○配慮した ー該当なし）

区分	推奨行為	評価欄	配慮した点
土地の形質の変更	擁壁や法面は必要最小限とする。		
	落差の処理はできるだけ擁壁ではなく、法面で行なう。		
	擁壁が必要な場合は、できるだけ石材等の自然素材を使用する。自然素材を用いない場合は、色彩や素材あるいは擁壁の緑化に配慮する。		
	大きな擁壁で落差を処理するのではなく、複数の小さな擁壁に分ける。		
	土石や鉱物の採取にあたっては、できるだけ採取の位置や方法に工夫を行い、主要な展望場所や周囲の道路等から見えにくくなるように配慮する。		

景観計画区域内行為届出チェックリスト
【その他用】（屋外における資材等の堆積）

■届出書類一覧

No.	書類名	チェック欄	備考
1	チェックリスト（その他）		
2	景観計画区域内行為届出書（様式第8号）		
3	物件の堆積の概要（別紙5）		
4	位置図（2500分の1以上）		
5	計画平面図（100分の1以上）		
6	計画断面図（行為前及び完了後の断面図）		
7	現況写真（2方向以上からのものも2～3枚程度）		

■推奨基準への配慮（評価欄：◎十分配慮した ○配慮した -該当なし）

区分	行為推奨	評価欄	配慮した点
野外における 資材等の野積み	高さをできるだけ低くするとともに、整然と威圧感のないように積み上げる。		
	道路やその他の公共の場から、できるだけ容易に望見できない位置に集積又は貯蔵する。		
	敷地外周部にできるだけ植栽や囲い等で修景して、周囲との調和を図る。		

景観計画区域内行為届出チェックリスト

【その他用】（木竹の伐採）

■届出書類一覧

No.	書類名	チェック欄	備考
1	チェックリスト（その他）		
2	景観計画区域内行為届出書（様式第8号）		
3	木竹の伐採の概要（別紙4）		
4	位置図（2500分の1以上）		
5	平面図（当該用地の状況がわかるもので縮尺100分の1程度）		
6	土地利用計画図（縮尺1,000分の1程度）		
7	現況写真（2方向以上からのもの2～3枚程度）		

■推奨基準への配慮（評価欄：◎十分配慮した ○配慮した ー該当なし）

区分	行為推奨	評価欄	配慮した点
木竹の伐採	道路等に面する部分や背景として景観の重要な要素となっている山林の伐採をできるだけ避ける。		
	やむを得ず伐採した場合は代替植栽につとめる。 重要眺望地点近傍の樹林を、眺望確保のため、適切に伐採する。		

（宛先）甲州市長

届出者 住 所
氏 名
連絡先

景観法第16条第1項・甲州市景観条例第19条第2項の規定により次のとおり区域内の行為の届出を
します

行為の場所		甲州市				
景観形成地域区分		<input type="checkbox"/> 景観計画区域				
行為の種類	建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更			届出部分	既存部分	合計
		建築面積		m ²	m ²	m ²
		高さ		m	m	m
		外観の変更に 係る部分の面積	屋根	m ²	m ²	m ²
			外壁	m ²	m ²	m ²
	工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	種 類				
				届出部分	既存部分	合計
		築造面積		m ²	m ²	m ²
		高さ		m	m	m
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 特定照明 その他 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積	目 的				
		区域面積		m ²	面積	m ²
		(堆積の)高さ		m	物件の種類	
		堆積期間		年 月 日～ 年 月 日 日間		
	備 考					
	代理者	住所				
氏名		連絡先	自宅 携帯			
設計者	住所					
	氏名		連絡先	自宅 携帯		
工事施工者	住所					
	氏名		連絡先	自宅 携帯		
予定工期		(着工) 年 月 日～(完了) 年 月 日				

- 備考 1 の事項については、該当するものに を記入してください。
 2 法人その他の団体にあつては、届出者の住所に主たる事務所の所在地を、氏名にその名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。
 3 物件の堆積については、90日以上堆積する場合に届出が必要です。
 4 行為の種類に応じて、別紙1～6のいずれかを記入し、併せて提出してください。

景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

（宛先） 甲州市長

届出者 住 所

氏 名

連絡先

景観法第16条第2項・甲州市景観条例第19条第3項の規定により、次のとおり行為の変更の届出をします。

行為の場所	甲州市				
当初届出年月日及び番号	年	月	日		
代 理 者	住所				
	氏名	連絡先	自宅 携帯		
変更の理由					
行為の種類	建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	変更前	変更後(※)		
		建築面積	㎡	㎡	
		高さ	m	m	
		外観の変更に 係る部分の面積	屋根	㎡	㎡
			外壁	㎡	㎡
	工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	種 類			
		築造面積	㎡	㎡	
		高さ	m	m	
		外観の変更に 係る部分の面積	㎡	㎡	
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 特定照明 その他 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積	目 的			
		区域面積	㎡	㎡	
		面積	㎡	㎡	
		(堆積)高さ	m	m	
		物件の種類			
		堆積期間			
	設計者又は工事施工者				
	着工予定日又は完了予定日				

(※) 変更後欄は、変更した事項のみ記入してください。

- 備考 1 の事項については、該当するものに を記入すること。なお、建築物又は工作物については、行為を変更した場合、その変更後の行為に を記入してください。
- 2 法人その他の団体にあつては、届出者の住所に主たる事務所の所在地を、氏名にその名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。
- 3 行為の種類に応じて、別紙1～6のいずれかに変更した事項のみ記入し、併せて提出してください。

建築物の概要

敷地条件	用途地域	地域 ・ 無			
	建ぺい率	%	容 積 率	%	
	その他の地域規制				
建物用途					
敷地面積		m ²			
最高高さ		地上 m			
階 数		地上 階 / 地下 階			
構 造		造 (一部 造)			
屋外に設置する建築設備の種類及び高さ (地下構造物を除く。)					
門、塀等の構造、高さ及び長さ	門	構造	/高さ m/長さ m	m	
	塀	構造	/高さ m/長さ m	m	
	フェンス	構造	/高さ m/長さ m	m	
修繕若しくは模様替又は色彩の変更に關する事項	外観の総面積		外 壁	屋 根	合 計
			m ²	m ²	m ²
	外観の変更に係る部分の面積		m ²	m ²	m ²
屋 根	形状・勾配		仕上げ (材料・方法)	色 彩 (※)	
		仕上げ (材料・方法)		色 彩 (※)	
外 壁					
門・塀 等					
付 帯 設 備					
そ の 他					
備 考					

(※) 色彩については、マンセル値 (色相・明度・彩度) を記入してください。

以下の欄は記入しないでください。

添 付 書 類			処 理 欄		
<input type="checkbox"/> 位置図(1)	<input type="checkbox"/> 計画平面図(2)	<input type="checkbox"/> 外構図(3)			
<input type="checkbox"/> 立面図(4)	<input type="checkbox"/> 利用計画図(5)	<input type="checkbox"/> 造成計画平面図(6)			
<input type="checkbox"/> 造成計画平面図及び擁壁の断面図(7)		<input type="checkbox"/> 現況写真(8)			

工作物の概要

敷地 条件	用途地域	地域 ・ 無		
	建ぺい率	%	容 積 率	%
	その他の 地域規制			
工作物の種類				
築 造 面 積		㎡ (うち、増改築部分の面積 ㎡)		
高 　　さ	m			
	建築物と一体的に設置する場合、地盤面からの最高高さ m			
施 工 延 長		m		
構 　　造		造 (一部 造)		
修繕若しくは模様替 又は色彩の変更に關 する事項	外観の総面積	㎡		
	外観の変更に係る部分の面積	㎡		
基本部分	仕 上 げ (材料・方法)		色 彩 (※)	
	そ の 他			
備 　　考				

(※) 色彩については、マンセル値 (色相・明度・彩度) を記入してください。

以下の欄は記入しないでください。

添 付 書 類			処 理 欄
<input type="checkbox"/> 位置図(1)	<input type="checkbox"/> 計画平面図(2)	<input type="checkbox"/> 外構図(3)	
<input type="checkbox"/> 立面図(4)	<input type="checkbox"/> 利用計画図(5)	<input type="checkbox"/> 造成計画平面図(6)	
<input type="checkbox"/> 造成計画平面図及び擁壁の断面図(7)		<input type="checkbox"/> 現況写真(8)	

土石の採取の概要

敷地 条件	用途地域	地域 ・ 無		
	建ぺい率	%	容 積 率	%
	その他の 地域規制			
面 積		m ²		
高 さ		m		
施 工 方 法	修景又は 塀や垣の設置			
	跡地の整理計画			
備 考				

以下の欄は記入しないでください。

添 付 書 類	処 理 欄
<input type="checkbox"/> 位置図(1) <input type="checkbox"/> 計画平面図(2) <input type="checkbox"/> 外構図(3) <input type="checkbox"/> 立面図(4) <input type="checkbox"/> 利用計画図(5) <input type="checkbox"/> 造成計画平面図(6) <input type="checkbox"/> 造成計画平面図及び擁壁の断面図(7) <input type="checkbox"/> 現況写真(8)	

木竹の伐採の概要

敷地 条件	用途地域	地域 ・ 無		
	建ぺい率	%	容 積 率	%
	その他の 地域規制			
目 的				
面 積		m ²		
施 工 方 法	修景又は 塀や垣の設置			
	跡地の整理計画			
備 考				

以下の欄は記入しないでください。

添 付 書 類	処 理 欄
<input type="checkbox"/> 位置図(1) <input type="checkbox"/> 計画平面図(2) <input type="checkbox"/> 外構図(3) <input type="checkbox"/> 立面図(4) <input type="checkbox"/> 利用計画図(5) <input type="checkbox"/> 造成計画平面図(6) <input type="checkbox"/> 造成計画平面図及び擁壁の断面図(7) <input type="checkbox"/> 現況写真(8)	

物件の堆積の概要

敷地 条件	用途地域	地域 ・ 無		
	建ぺい率	%	容 積 率	%
	その他の 地域規制			
物件の種類				
面 積		m ²		
高 さ		m		
施 工 方 法	修景又は 塀や垣の設置			
	跡地の整理計画			
備 考				

以下の欄は記入しないでください。

添 付 書 類	処 理 欄
<input type="checkbox"/> 位置図(1) <input type="checkbox"/> 計画平面図(2) <input type="checkbox"/> 外構図(3) <input type="checkbox"/> 立面図(4) <input type="checkbox"/> 利用計画図(5) <input type="checkbox"/> 造成計画平面図(6) <input type="checkbox"/> 造成計画平面図及び擁壁の断面図(7) <input type="checkbox"/> 現況写真(8)	

開発行為の概要

敷地 条件	用途地域	地域 ・ 無		
	建ぺい率	%	容 積 率	%
	その他の 地域規制			
目 的				
面 積	m ²			
法面又は擁壁	高 さ	m		
	長 さ	m		
	処 理 方 法 (仕上げ、緑化等)			
建 築 物	用 途			
	階 数			
	戸 数			
	延床面積			
公 共 施 設	種 類			
	幅 員			
	延 長			
	面 積 等			
備 考				

以下の欄は記入しないでください。

添 付 書 類			処 理 欄
<input type="checkbox"/> 位置図(1)	<input type="checkbox"/> 計画平面図(2)	<input type="checkbox"/> 外構図(3)	
<input type="checkbox"/> 立面図(4)	<input type="checkbox"/> 利用計画図(5)	<input type="checkbox"/> 造成計画平面図(6)	
<input type="checkbox"/> 造成計画平面図及び擁壁の断面図(7)		<input type="checkbox"/> 現況写真(8)	

第 号
年 月 日

様

甲州市長



景観形成基準適合通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた景観形成基準に適合すると認めたので、甲州市景観規則第11条第1項の規定により通知するとともに、同条第2項の規定により当該行為の着手制限の期間を次のとおり短縮します。

行為の場所	
行為の種類	
行為の着手制限の期間	年 月 日まで
備 考	

景観計画区域内行為完了届

年 月 日

(宛先) 甲州市長

住 所
届出者 氏 名
連絡先

景観法第 16 条第 1 項 (第 2 項)・甲州市景観条例第 19 条第 2 項 (第 3 項) の規定により届出をした行為が完了したので、同条例第 23 条の規定により次のとおり届け出ます。

行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 外観の変更
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 外観の変更
	<input type="checkbox"/> 特定照明					
	<input type="checkbox"/> 開発行為					
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 土地形質の変更 <input type="checkbox"/> 屋外における資材等の堆積 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採				
行為の場所						
事前協議の有無						
届出年月日						
景観形成基準適合通知 (規則 1 2 条)						
行為の完了日						
※ 受付欄					※ 処理欄	

- 備考 1 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。
 2 該当する項目の□内にレ印を付けてください。
 3 この届出書には、現地の状況がはっきり分かる写真を 2 枚から 3 枚添付してください。
 4 ※印の欄は記入しないでください。